



平成 23 年 5 月 16 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号
株式会社 バックグループ
代表取締役社長 岡田 努
(コード番号:4306)
(連絡先) 常務取締役 砂長 淳洋
電 話 03-5793-7836

取締役及び監査役に対するストック・オプション報酬に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 236 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対する、ストック・オプション報酬に関する議案を、平成 23 年 6 月 22 日開催予定の当社第 22 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 議案の内容

当社の取締役及び監査役の報酬等は、平成 6 年 6 月 29 日開催の第 5 回定時株主総会において、当社取締役は年額 200 百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)、当社監査役は年額 50 百万円以内とする旨、ご承認いただいておりますが、当社の取締役及び監査役の業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的とし、かかる報酬等の額の範囲内で、当社の取締役及び監査役に対して、職務執行の対価であるストック・オプションとして下記の内容の新株予約権を付与することにつきましてご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。新株予約権 1 個当たりの公正価額は、新株予約権の割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定するものとします。付与する新株予約権の数は、インセンティブとしての効果等を勘案して下記のとおりといたします。

当社第 22 回定時株主総会において取締役 4 名(うち社外取締役 1 名)が選任された場合、社外取締役についてもそれ以外の取締役と区別せずにストック・オプションを付与する予定です。また、現在の監査役の員数は 3 名であります。

なお、当社は、本件に関するストック・オプション及び本日別途リリースいたしました「ストックオプション(新株予約権)の発行」のほか、当社の従業員に対してもストック・オプションとして新株予約権(上限 500 個)を付与することを予定しております。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式 3,140 株を上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は、1 株とする。

ただし、新株予約権割当日(以下「割当日」という)後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で必要と認める付与株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

3,140 個を上限とする。このうち、取締役に付与する新株予約権は 3,100 個を上限とし、監査役に付与する新株予約権は 40 個を上限とする。

当社が株式の分割または株式の併合を行う場合その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月1日から平成33年6月22日までの間において取締役会で定める期間

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(6)の詳細及び新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上